

安全管理マニュアル

安心安全に子どもたちを受け入れ楽しい思い出をつくるために
(ホームステイ(民泊)の受入の際の手引き及び安全管理に関する留意事項)



周南学びの旅推進協議会

〒745-0045 周南市徳山港町 1-1

周南市地域振興部地域づくり推進課中山間地域振興室

TEL : 0834-34-3572 FAX : 0834-22-8428

E-mail : chusankan@city.shunan.lg.jp

目次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 1
1. 心構えと準備・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 3
2. 家庭生活（宿泊等）について・・・・・・・・	P. 4
3. 食事について・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 5
4. 子どもの健康問題について・・・・・・・・	P. 6
5. 体験活動（屋外活動・家業体験・家事体験等）について・・・	P. 9
6. 応急処置について・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 12
7. 災害対策について・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 13
8. マナー・身だしなみ・部屋の掃除・コミュニケーション・・・	P. 14
9. 個人情報について・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 15
10. 安全対策と緊急体制・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 16
チェックシート・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 17

【参考資料1】正しい手洗いしちよる

【参考資料2】衛生面に気を付けて楽しく調理しましょう!!

【参考資料3】家庭でできる食中毒予防の6つのポイント

【参考資料4】ムカデにさされた時の対処方法

1. 心構えと準備

(1) ホームステイ（民泊）の受入とは

都市農山漁村交流における体験型教育旅行等のホームステイ（民泊）の特色は、農林漁家等での宿泊を伴う以下のようなふるさと生活体験活動を行うことです。

①家庭的な生活

規則正しい生活、家庭での食生活など

②家族的な交流

“家族の一員”としての役割、会話など

③本物の（リアルな）体験

自然、文化、生活、食事、勤労生産、環境保全など

(2) 受入の心構え（基本的な心構え）

①最初の対面では、笑顔（スマイル）で迎える。

②受入中は、生徒をお客様扱いせず家族のように接する。悪いことはきちんと“叱る”、頑張ったことはしっかり“褒める”。感動的なことがあったときは“共感する”。

③基本的に自分のことは自分でさせる。

④生徒だけ作業・行動・外出はさせない。必ず一緒に行動する。

⑤生徒、家族みんなでの団らんの時間を大切にし、お互いにたくさんの会話をし、交流を楽しむ。

(3) 事前準備

①生徒達と短時間でより良い関係、コミュニケーションが築けるよう、事前に事務局から提供される情報をよく確認する。

②緊急時連絡マニュアル、安全管理マニュアル等の資料を事前によく確認するとともに、準備すべきことを行う。また、マニュアル関係の資料は見やすい場所に置いておく（貼っておく）。



2. 家庭生活（宿泊等）について

自宅に到着後、お互いに自己紹介をするとともに、家庭生活での決まり（ルール）、約束事等を確認し共有して下さい。

（１）到着後に確認すること

- ①自己紹介（自己紹介カード等の内容の確認）
- ②家族の紹介（不在の家族も含めて）
- ③生徒の体調等
- ④家の中・家の周辺の説明（危険箇所等の確認も含めて）
- ⑤非常時、緊急時等の避難経路（家族の居所・就寝場所等の確認も含めて）
- ⑥食事時間、就寝時間、起床時間

（２）禁止事項

「ならぬことはならぬもの。」

- ①無断外出、飲酒、喫煙
- ②家の中で騒ぐ、暴れる
- ③いじめ
- ④窃盗等の犯罪



3. 食事について

“食事”は、交流のチャンスです。「食事づくり」と「家族団らん」の機会を通じてコミュニケーションを深めて下さい。

(1) 留意事項

- ①生徒達と一緒に調理し、可能な限り同じものを食べるようにする。
- ②食中毒予防のため、手洗い、衛生管理を徹底する。
- ③食物アレルギーを持つ生徒については、提供された情報に基づいた食材選定等の対応を行う。
- ④地域の食材を活用して地域・地場産のPRをしてみるとともに、作り方・食べ方などを共有する。
- ⑤いろいろな食材を選択できる大皿・鍋の活用してみる。
- ⑥食事の後片付けも一緒に行う。
- ⑦未成年ですので、飲酒は絶対禁止。



4. 子どもの健康問題について

(1) 食物アレルギー

各受入家庭には、学校等から提供された生徒等の食物アレルギーに関する情報（自己紹介シート・調査票）をお伝えしますので、対応に留意して下さい。

①留意事項（食物アレルギーの子どもに対して）

- ◆当該食材を使用しない。
- ◆販売食品の「原材料欄」なども確認する。
- ◆調理中に混入させない。
- ◆おかわり、デザート、お菓子にも注意する。
- ◆「そばアレルギー」に該当する場合には、そば殻の枕を使用しない。
- ◆万が一、該当食材を食べてしまった場合には・・・
 - ☑至急、協議会事務局又は学校関係者に連絡する。
 - ☑必要であれば消防（救急車）に通報する。
 - ☑アナフィラキシーショック等の症状が出た場合、自己紹介シート等にある情報に基づき、内服液の服用、自己注射等の対応を促す。
 - ☑嘔吐があった場合、吐いた物が喉に詰まらないよう看病する。

②個別対応（食物アレルギーの子どもに対して）

- ◆協議会からは、食物アレルギーに関する情報をお伝えしますので、その情報に基づき、まず、献立を決めて下さい。決められた献立は協議会が事前に確認します。

(2) その他のアレルギー

各受入家庭には、学校等から提供されたアレルギーに関する情報（自己紹介シート・調査票）をお伝えしますので、対応に留意して下さい。

①その他のアレルギーの事例

ペットアレルギー・ハウスダストアレルギー・アレルギー性鼻炎・気管支ぜん息・運動誘発性ぜん息・運動誘発性アナフィラキシー・アトピー性皮膚炎・アレルギー性結膜炎・稲アレルギー・うるしアレルギー

②留意事項

- 可能な限りほこり、ダニ等を取り除くように掃除をする。
- 過度に運動しないよう注意する。

(3) 食中毒

食中毒は、暑い季節でも寒い季節でも発生します。つまり、一年中注意が必要です。

①手洗いの徹底

「手洗いに始まり、手洗いに終わる」

- ◆「調理前」・「調理中」・「調理後」のすべての段階でこまめに手洗いするように徹底して下さい。
- ◆手に怪我をしているときは、食中毒の原因となる黄色ブドウ球菌が存在する可能性が特に高いので、エンボス手袋（ビニール手袋）を利用して下さい。

②食材について

古い食材は、「迷ったら使わない」ことを徹底する。

③調理について

- ◆加熱調理をする。
- ◆調理器具の消毒、調理中の洗浄を徹底する。
- ◆料理の作り置きにも注意する。
- ◆十分な加熱をする。
目安として、中心部の温度が85℃で1分間以上加熱をする。
- ◆すぐに調理し、すぐに食べる。
例えば、O157（腸管出血性大腸菌O157）は、室温でも15～20分後には大腸菌は2倍に増えます。
- ◆食材の再提供時も十分に加熱を行う。
前日に作った食事の残り（味噌汁など）を改めて提供する場合も、沸騰するまで十分な加熱をする。
- ◆調理器具を使い分ける。
包丁及びまな板などの調理器具は、「肉、魚類等の生もの」と、「その他野菜類等」とで、可能な限り使い分ける。使い分けない場合は、その都度、必ず十分に消毒してから使用する。

(4) ノロウイルス

- ①手洗いの徹底をする。
- ②嘔吐があった場合、嘔吐物の処理は、塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム）を使用して消毒する。

(5) 体調の管理・トイレ・休息

「目配りと配慮」

健康状態が良好であった生徒等でも、ホームステイや体験活動を通じて環境の変化により体調を悪くする場合があります。表情や動きなどに目配りをするとともに、トイレや休息についても我慢しないよう、無理をさせないように配慮してあげて下さい。何気ない世間話などのコミュニケーションにより、些細な事でも言い出しやすい雰囲気作りが大切です。

(6) 熱中症

「水分だけでなく塩分も一緒に摂取」

発汗とともに、体内の水分だけでなく塩分も失われます。水分だけの補給は、塩分が不足してしまい血液が薄い状態になってしまいます。塩分と一緒に取ることが大切です。水 200ml に対して塩分 0.2 g を入れた塩水や、スポーツ飲料などが最適です。

(7) 薬

「薬（内服液）を提供すること、飲ませることは薬事法違反」

本人の意思に関係なく、薬（内服液）提供し飲ませることは違反です。選択は本人しかできません。異変が起きたとき、様子がおかしいときは、まず事務局に連絡して指示を仰いで下さい。



5. 体験活動（屋外活動・家事体験・家業体験等）について

（１）体験活動は「家事」「家業」を中心に

- ①農業体験や技術指導にこだわらず、普段からの家事・家業の体験でも十分です。
- ②子ども達は、“非日常的体験”＝「関心」・「学び」・「へえ～」を求めています。
- ③「観る」・「聴く」・「話す」・「食べる」・「泊まる」だけでも“非日常的体験”になります。
- ④地域にとって“日常”＝子ども達にとっては“非日常”になります。
- ⑤「問いかけ」や「クイズ」の活用により会話も弾みます。掛け合いや気づきを通じて自ら答えを見つけることにより、関心が深まり学習となります。

（２）子どもの行動特徴

- ①「子どもは大人の予測しない行動をする。」
指導をする際は、子どもが大人では予測しない、考えられない行動を取ることを前提に安全には十分配慮して下さい。
◆事前の確認事項（例）
 - ☑活動場所だけでなく、周辺も下見をする。
 - ☑指導・説明と違うことをする子どもが出てくることを想定して対処法を準備しておく。
- ②「子どもに対する注意・指導・説明は、行動のその都度頻繁に行う。」
子どもは活動や体験に夢中になり、事前に注意を与えていても忘れてしまいます。行為の都度、頻繁に注意を促し、確認すること続けることが危険を回避することになります。
- ③危険認知能力として、「子どもに対しては“危ない”と言うだけでは、子どもは危険を理解できません。」
子どもに対する注意は、“危ないから”ではなく、“何が、なぜ危ないのか”を丁寧に説明する必要があります。その上で、危ないと思われるときは、“声かけ”や“先回り”を行い危険であることを意識させて下さい。
◆留意事項
 - ☑「しっかりできる子」・「よくできる子」を注視するのではなく、「集中していない子」・「作業がもたついている子」・「よく理解できていない子」などをいち早く見つけて、その子には頻繁に“声かけ”をしてください。
 - ☑怪我は、振り返りによる事故が多いので、次のようなことを説明の段階において、丁寧に伝えてください。
 - ▼鎌などの刃物を持った手を振り上げたり、鎌を振り回したりしな

い。

▼後ろには人がいるかもしれないから、振り返るときは注意するとともに鎌は下に向ける。

▼左右前後にいる子が鎌を持ったまま振り返ったりすることもあるので、お互いに近づかないとともに、一定の距離を保つ。

（３）予見義務と回避義務

“危ない”を回避するために、「事故予防の義務」、「下見や事前準備の徹底」を行って下さい。義務を怠って事故が起きた場合は「過失」を問われます。

①「予見義務」

危険なもの、事故になりそうなものを事前に見つけておく。（危険予知）

②「回避義務」

危険なもの、事故になりそうなものを排除・回避しておく。（回避）

（４）危険な動植物（マムシ・蜂、ムカデ等）について

「危険な動植物の危険性を知らないこと」が最大のリスクです。

①事前に危険な動植物の場所を把握し、家の敷地内、周辺の危険性がある場所に近づかないように指導する。

②危険な動植物を発見した場合は、近づかないこと、攻撃しないこと、捕まえないことを指導する。

③虫刺され用の薬（副腎皮膚含有の抗ヒスタミン軟膏）を準備しておく。
なお、蜂毒やヒル毒に、アンモニアには効きません。

（５）道具の使用について

①刃物類等の危険な道具（怪我をする道具・怪我をさせる道具）を利用する場合は、特に注意が必要です。包丁、ハサミ、カッター、ノコギリ、トンカチなども使い慣れていない子ども達があります。基本から丁寧に指導して下さい。

②道具類は不備がないかなど点検を行って下さい。

③草刈り機、芝刈り機、藁を裁断する機械、コンバインなど、大人でも危険な農機具等は使用させない。

（６）自動車について

①生徒を送迎する際の安全管理

◆車両の不具合がないか、車検、保険契約期間が期限切れしていないかを確認しておく。

◆後部座席も必ずシートベルトを着用させる。

◆事故を未然に防ぐためにも、時間に余裕を持った行動を心掛ける。

- ◆予定に遅れそうな場合でも焦ることなく、まずは事務局に連絡するとともに、決して急がずに安全運転を最優先に考える。

②その他の安全管理

- ◆軽トラックの荷台には、子どもを絶対に乗せない。
- ◆道路付近でのボール遊び、追いかけて、ふざけ合いなどは、車道への飛び出しに繋がるので注意喚起を徹底する。

(7) 川・海・湖

- ①ライフジャケット等を必ず着用させる。
 - ②事前の注意・指導を徹底する。
 - ③子どもを見失うことのないよう監視をしっかり行う。
- ※受入家庭での川遊びは安全面の確保が出来ないため禁止しております。

(8) 山

- ①林業体験をする場合は、ヘルメットの着用、長袖の着用をさせる。
- ②落石や滑りやすい箇所を事前に確認するとともに、注意を促す。

(9) 転倒

- ①転倒事故は屋内でも多く発生します。
- ②屋内・屋外ともに、転倒しやすい箇所を事前に確認するとともに、注意を促す。

(10) その他

- ①“様子がおかしい”、“体調が悪そう”といった子ども達の表情や動きの変化を見逃さないように常に目配りをするとともに、状況によっては休ませるなど、早めの対応を行う。
- ②“集中していない”、“注意・指導・説明を聞いていない”子ども達には、特に注意が必要です。
- ③野良犬・熊・蜂などの出没状況、変質者等の出没状況、交通事故発生場所などの情報を事前に確認する。



6. 応急処置について

生徒が怪我等の負傷を負った場合、まずは落ち着いて状態を確認することが重要です。緊急性が高い場合は、消防（救急車）へ迷わず通報して下さい。

（１）主な確認事項

- ①話しかけて反応するか？（意識はあるか？）
- ②呼吸をしているか？
- ③顔色・爪の色・皮膚の温度はどうか？
- ④脈はあるか？
- ⑤自分で手足が動かせるか？
- ⑥出血はあるか？

（２）主な処置

①火傷した場合

服の上から火傷したときは、服は脱がさない。服の上から流水するとともに、消防（救急車）へ通報する。

②ヒルや蜂、虫に刺された場合

虫刺され用の抗ヒスタミン軟膏を使用する。アンモニアは使用しない。

③切り傷の場合

水洗いし止血をする。傷口が深いような場合は病院へ行く手配をする。



7. 災害対策について

各地域の特性、家の周辺の状況を踏まえ、想定されるリスク（危険・危機）に対して最大限の準備を行う。

（１）留意事項

- ①自宅に到着後には、避難場所（避難所）、避難経路の確認のため、全員で地域内を歩いてみる（散策してみる）。
- ②避難する時期（タイミング）、場所、経路、持参物など、避難する際の留意事項を全員で共有しておく。
- ③不測の事態（土砂災害による道路の寸断など）を想定して、災害用の非常食等を準備しておく。



8. マナー・身だしなみ・部屋の掃除・コミュニケーション

お互いが気持ち良く、好感が持てる環境づくりに心掛ける。

(1) 留意事項

- ①清潔感のある身だしなみに心掛ける。
- ②不快と思われる、勘違いされるような行動はしない。
- ③特に女生徒には注意する。入浴中、着替え中などは男性からは近づいたり、声を掛けない。誤解を招くような行動はしない。
- ④事前に部屋等の掃除を行う。特に布団、風呂、洗面所（トイレ）は入念に行う。煙草等の臭いも注意する。

(2) コミュニケーション

コミュニケーションの不足は、意思疎通の不足に繋がり、不快な気持ち、楽しくない思い出にもなり、些細なことも後々悪く言われてしまうこともあります。

食事づくりや家庭での団らんを通じて、自分達の地域のこと、生徒達の住んでいる地域のことなど、お互いにたくさんの会話をし、交流を深めることに努めてください。

“生意気”、“不愉快”と感じることがあっても、諦めずに根気強くコミュニケーションを取ってください。特に女性からの積極的な声かけは有効です。



9. 個人情報について

生徒等の個人情報（自己紹介カード・アレルギーに関する情報等）は、他の人に目に触れないよう漏れないよう慎重に扱う。

（1）留意事項

- ①個人情報に関する書類は、他人（他の生徒も含む）の目につかない場所で保管する。
- ②写真等を撮影されることを嫌がる生徒もいます。無理やり撮影することは避けてください。（協議会事務局が撮影することは、事前に生徒・学校・保護者の同意を得ます。）

10. 安全対策と緊急体制

（1）事務局

- ①受入期間中は、24時間体制で事務局が待機・対応します。
- ②受入の際には、関係機関（警察・消防・病院等）に情報提供するとともに、連絡体制の確認、情報共有を行います。

（2）緊急時連絡マニュアル

事故発生時・緊急時は、別紙「緊急時連絡マニュアル」に基づき、まずは落ち着いて怪我人の状態を確認したうえで対応してください。

